

福岡歯科大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学院は、歯学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(博士課程)

第2条 本大学院に博士課程を置く。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 博士課程の標準修業年限は4年とする。

(在学期間)

第3条 学生は、4年以上在学することができるが、8年を超えることはできない。

(研究科及び専攻)

第4条 本大学院に歯学研究科を置き、次の専攻を置く。

歯学専攻

(収容定員)

第5条 本大学院の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士課程	
		入学定員	収容定員
歯学研究科	歯学専攻	18人	72人

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条の2 学年を前期及び後期に分け、その期間は次のとおりとする。ただし、必要により大学長はこれを変更することができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条の3 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。ただし、必要により大学長は休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 学園記念日(学園が特に休業日として指定した場合)

(4) 春季休業日 3月9日から4月3日まで

(5) 夏季休業日 7月27日から9月5日まで

(6) 冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで

第2章 教育方法及び課程修了

(授業及び研究指導)

第7条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び博士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 研究指導上特に有益と認めるときは、他大学の大学院等とあらかじめ協議の上、学生が当該大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

(授業科目等)

第8条 本大学院に開設する授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第8条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(課程修了の要件)

第9条 課程修了の要件は、4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

(単位の互換)

第10条 研究科において、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議のうえ、当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。

(単位修得の認定)

第11条 授業科目を履修した者に対する単位修得の認定は、試験及び研究報告等により各授業科目の担当教員が学期末又は学年末に行う。

第12条 前条の成績認定は、合格、不合格の2種とする。

第3章 入学、休学、留学、転学、退学及び除籍

(入学資格)

第13条 本大学院に入学できる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本大学院が行う選抜試験に合格した者とする。

(1) 大学の歯学部又は医学部を卒業した者

(2) 外国において学校教育における18年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) その他、本大学院において、大学（歯学又は医学の学部）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学時期)

第14条 入学及び再入学の時期は、学年の始めとする。

(入学志願手続)

第15条 入学志願者は、所定の入学検定料を添え、所定の手続により願出しなければならない。

(合格者の決定)

第 16 条 入学志願者には選考を行い、大学長が合格者を決定する。

2 前項の選考は、別に定めるところにより研究科運営委員会が行う。

(入学の手續及び入学許可)

第 17 条 合格者は、指定の期日までに、所定の諸納付金を納付するとともに、次に掲げる所定の書類を大学長に提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 住民票記載事項証明書

2 大学長は、前項の入学手續を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第 18 条 前条第 1 項第 1 号の誓約書に記載する保証人は 2 人とし、1 人は父兄又は近親者とする。

2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者で、学生納付金の納付義務及び学生の故意又は過失による本学に対する損害賠償義務に関し、責任を負う者でなければならない。

3 保証人が欠けたとき、又は保証人が前 2 項の要件を欠くに至ったとき、その他保証人の住所等の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(転入学)

第 19 条 他の大学院の学生で本大学院に転入学を希望する者は、現に在学する大学院の転学許可書、在学証明書及び成績証明書を添え、大学長に願い出なければならない。

2 前項の場合、欠員があるときは、第 4 学年を除き、大学長はこれを許可することができる。

(再入学)

第 20 条 本大学院の学生であった者で再入学を希望する者は、その旨大学長に願い出なければならない。

2 前項の再入学を希望する者が、疾病により退学した者であるときは、本大学院指定の医師（以下「医師」という。）の診断書を添えなければならない。

3 第 1 項の場合、大学長はこれを許可することができる。

(休学)

第 21 条 疾病その他やむを得ない理由により、3 か月以上修学することができない者は、医師の診断書又は理由書を添え、保証人連名のうえ大学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 疾病その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者に対しては、大学長は休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、通算して 2 年を超えることができない。

4 休学期間は、これを在学期間に算入する。ただし、第 2 項により大学長が休学を命じた場合の休学期間は、在学期間に算入しないものとする。

(復学)

第 22 条 休学期間中に復学しようとする者は、理由書及び医師の診断書（疾病による休学の場合に限る。）を添え、大学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 休学期間の満了により復学する場合は、事前にその旨（疾病による休学の場合は医師の診断書を添え）大学長に届け出なければならない。

(留学)

第 23 条 留学を希望する学生は、理由書及び当該大学の留学許可書を添え、大学長に願
い出て許可を受けなければならない。

2 前項の場合、大学長はこれを許可することができる。

(転学)

第 24 条 他の大学院へ転学を希望する者は、理由書を添え、大学長に願
い出て、許可を受けなければならない。

(退学)

第 25 条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、医師の診断書又は
理由書を添え、保証人連名のうえ大学長に願
い出て許可を受けなければならない。

2 前項の場合、大学長がこれを許可する。

(除籍)

第 26 条 次の各号の一に該当する者は、大学長が除籍する。

- (1) 学生納付金等の納付を怠り、督促を受けても所定の期限までに納付しない者
- (2) 第 3 条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第 21 条第 3 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第 4 章 学位

(学位の授与)

第 27 条 本大学院の課程を修了した者には、博士(歯学)の学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学学位規程の定めるところにより本大
学院に博士論文を提出し、本大学院の行う審査に合格し、かつ、本大学院博士課程を修
了した者と同等以上の学力を有することを試問により確認された者に授与することが
できる。

(学位規程)

第 28 条 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条の規定に基づき、学位に関し必
要な事項は、別に定める。

第 5 章 研究生・聴講生・特別研究学生・委託生及び外国人学生

(研究生)

第 29 条 本大学院において、特定の専門事項について研究を願
い出た者に対しては、選
考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

(聴講生)

第 30 条 本大学院所定の学科目について聴講を願
い出た者に対しては、選
考のうえ、聴
講生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第 30 条の 2 他大学の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院の研究指導を受ける
ことを志願する者があるときは、当該大学院とあらかじめ協議の上、特別研究学生と
して受け入れることがある。

2 特別研究学生に関して必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第 31 条 公の機関等からその所属職員の研修又は研究について、委託の願い出があったときは、選考のうえ、委託生として入学を許可することがある。

(外国人学生)

第 32 条 外国人で教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を願い出た者に対しては、選考のうえ、外国人学生として入学を許可することがある。

(研究生、聴講生、委託生及び外国人学生に関する規程)

第 33 条 研究生、聴講生、委託生及び外国人学生に関する規程は、別に定める。

第 6 章 学生納付金等

(入学検定料及び学生納付金等の額)

第 34 条 入学検定料及び学生納付金等の額は、別表第 2 のとおりとする。

(入学検定料及び入学時納付金の納付期限)

第 35 条 入学検定料は出願と同時に、入学金及び授業料は入学手続締切日までに、納付しなければならない。

(授業料の納付期限)

第 36 条 授業料の納付期限は、毎年 4 月 30 日とする。

(入学辞退者の既納の授業料)

第 37 条 入学手続完了後において、やむを得ず入学を辞退する場合、入学辞退届を大学長に提出し受理された者に限り、授業料を返還することができる。

(休学生等の授業料)

第 38 条 休学生及び第 23 条に規定する留学生の授業料は、休学又は留学の期間が、引き続き 6 月以上の場合は半額、1 年以上の場合は全額を減免する。

(手数料及び追・再試験受験料)

第 39 条 各種証明書の交付を請求する者又は追・再試験を受ける者は、所定の手数料又は追・再試験受験料を納付しなければならない。

第 7 章 賞罰

(表彰)

第 40 条 学生で特に学業優秀な者又は著しい善行のあった者その他、他の学生の模範とするに足る者がいたときは、大学長がこれを表彰する。

(特待生)

第 40 条の 2 本学建学の主旨により、特に学業優秀であり、品行方正かつ健康な者には、これを特待生として表彰し、学術奨励金を給付する制度及び授業料を免除する制度を置く。

2 特待生に関する規程は、別に定める。

(懲戒)

第 41 条 学生が本学の規則に違反し、大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、大学長は、これを懲戒する。

2 懲戒は退学、停学及び訓告とする。

3 停学の期間が 6 月を超えるものを無期停学とする。

4 退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行が不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなく欠席が長期にわたる者
 - (3) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 5 懲戒の手続きは、別に定める。

第8章 教員組織

(教員組織)

第42条 歯学研究科に研究科長を置き、大学長をもって充てる。

- 2 大学長は、研究科の校務をつかさどる。
- 3 本大学院学生の授業及び研究指導には、本学専任教員がこれに当たる。ただし、必要に応じその他の教員を充てることができる。

第9章 研究科委員会

(研究科委員会)

第43条 本大学院に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、大学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び課程修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして大学長が定めるもの
- 3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、大学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び大学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(研究科委員会の構成員)

第44条 研究科委員会は、大学長及び本大学院歯学研究科の研究指導を担当する教授をもって組織する。

第10章 定型約款

(定型約款)

- 第45条 この学則及び本学が定めるその他諸規則（以下「本約款」という。）を、民法第3編第2章第1節第5款で定める定型約款とみなす。
- 2 本約款は、民法第548条の4の規定により、変更することがある。
 - 3 前項の規定により本約款を変更する場合には、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を本学のホームページに記載し、インターネットによる公開の方法により周知する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成5年10月26日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成7年6月20日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年5月22日から施行し、第22条の規定については、平成14年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成14年10月15日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年3月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正学則は、平成17年10月18日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成19年6月19日から施行する。ただし、第8条の2及び別表第1については平成19年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成21年11月17日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成23年4月19日から施行し、平成23年4月19日から適用する。

附 則

この学則は、平成24年1月17日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成24年7月20日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成24年12月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成25年10月15日から施行し、平成25年10月15日から適用する。

附 則

この学則は、平成26年3月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成27年3月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成28年5月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成28年7月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成29年2月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成30年2月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この改正学則は、平成 30 年 7 月 17 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 2 月 19 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、令和 2 年 2 月 26 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、令和 2 年 11 月 17 日から施行する。ただし、第 18 条の改正規定は令和 3 年度入学者から適用し、令和 2 年度以前の入学者については、改正前の第 18 条の規定を適用する。

附 則

この学則は、令和 3 年 2 月 16 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、令和 4 年 3 月 15 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、令和 5 年 2 月 21 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1

専攻	部門	講 座	授 業 科 目	単 位
歯 学	口 腔 ・ 歯 学	総 合 歯 科 学	総 合 歯 科 学 講 義	4
			高 齢 者 歯 科 学 講 義	4
			訪 問 歯 科 ・ 全 身 管 理 歯 科 学 講 義	4
			総 合 歯 科 学 実 習	6
	高 齢 者 歯 科 学 実 習		6	
	訪 問 歯 科 ・ 全 身 管 理 歯 科 学 実 習		6	
	口 腔 治 療 学	歯 科 保 存 学 講 義	4	
		歯 周 病 学 講 義 歯 科 保 存 学 実 習 歯 周 病 学 実 習	4 6 6	
	咬 合 修 復 学	冠 橋 義 歯 学 講 義	4	
		有 床 義 歯 学 講 義	4	
		口 腔 イ ン プ ラ ン ト 学 講 義	4	
		冠 橋 義 歯 学 実 習 有 床 義 歯 学 実 習 口 腔 イ ン プ ラ ン ト 学 実 習	6 6 6	
成 長 発 達 歯 学	成 育 小 児 歯 科 学 講 義	4		
	障 害 者 歯 科 学 講 義	4		
	矯 正 歯 科 学 講 義	4		
	成 育 小 児 歯 科 学 実 習	6		
	障 害 者 歯 科 学 実 習 矯 正 歯 科 学 実 習	6 6		
学	全 身 管 理 ・ 医 歯 学	口 腔 ・ 顎 顔 面 外 科 学	口 腔 外 科 学 講 義	4
			口 腔 腫 瘍 学 講 義	4
			口 腔 外 科 学 実 習	6
			口 腔 腫 瘍 学 実 習	6
	診 断 ・ 全 身 管 理 学	口 腔 画 像 診 断 学 講 義	4	
		放 射 線 診 断 学 講 義	4	
		麻 酔 管 理 学 講 義	4	
		口 腔 画 像 診 断 学 実 習	6	
		放 射 線 診 断 学 実 習	6	
		麻 酔 管 理 学 実 習	6	

専攻	部門	講座	授業科目	単位
歯	全身管理・医歯学	総合医学	内科学講義	4
			心療内科学講義	4
			外科学講義	4
			耳鼻咽喉科学講義	4
			眼科学講義	4
			小児科学講義	4
			整形外科学講義	4
			皮膚科学講義	4
			内視鏡学講義	4
			内科学実習	6
			心療内科学実習	6
			外科学実習	6
			耳鼻咽喉科学実習	6
			眼科学実習	6
			小児科学実習	6
			整形外科学実習	6
			皮膚科学実習	6
内視鏡学実習	6			
学	社会・基礎医歯学	口腔保健学	口腔健康科学講義	4
			社会歯科学講義	4
			療統計学講義	4
			口腔健康科学実習	6
			社会歯科学実習	6
		医療統計学実習	6	
		医療人間学	医療倫理学講義	4
			言語情報学講義	4
		医療倫理学演習	6	
		言語情報学演習	6	
機能生物化学	生化学講義	4		
	感染生物学講義	4		
生化学実習	6			
感染生物学実習	6			
歯科医療工学	生体工学講義	4		
	生体工学実習	6		
生体構造学	細胞機能構造学講義	4		
	人体機能構造学講義	4		
	病態構造学講義	4		
	細胞機能構造学実習	6		
	人体機能構造学実習	6		
病態構造学実習	6			
細胞分子生物学	細胞生理学講義	4		
	分子機能制御学講義	4		
	細胞生理学実習	6		
分子機能制御学実習	6			

専攻	講 座	授 業 科 目	単 位
	口腔医学研究センター	口腔医学・腫瘍学講義	4
		口腔医学・腫瘍学実習	6
	口腔医療センター	口腔医療学講義	4
		口腔医療学実習	6
	必修講義・演習	生命科学概論	2
		生命科学演習	2
		総合医学概論	2
		総合医学演習	2
	選択必修講義・実習	生命科学実験入門	4以上

備考 主科目20単位のうち8単位は、必修講義・演習の生命科学概論2単位、生命科学演習2単位、総合医学概論2単位、総合医学演習2単位とする。所属講座の講義・実習のうち、歯科医療工学講座、口腔医学研究センター、および口腔医療センターについては、研究科委員会が関連すると認めた講座の講義・実習2単位を主科目の単位として認定する。

副科目10単位のうち4単位は、選択必修講義・実習の生命科学実験入門とする。また6単位は所属講座以外の講義・実習とする。実習6単位以上)、計30単位以上を4年間で修得するものとする。

別表第2

1 入学検定料、入学金及び授業料

(単位:円)

区 分	金 額	備 考
入学検定料	40,000	
入 学 金	300,000	
授 業 料	700,000	年額

2 手数料及び追・再試験受験料

(単位:円)

区 分		金 額
証 明 書 交 付 手 数 料	成績証明書・修了(見込)証明書 在学証明書・その他証明書	1枚につき 500
	学生証再交付	1件につき 1,500
	臨時学生証	1枚につき 500
追 試 験 受 験 料		1科目につき 3,000
再 試 験 受 験 料		1科目につき 3,000